

## みやっこ防災マンション認定マーク使用要領

### （目的）

第1条 この要領は、みやっこ防災マンション認定要綱（以下「要綱」という。）に基づき計画認定又は認定を受けた民間マンションであることを示す認定マーク（以下「認定マーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 認定マークは、要綱第16条第2項（様式第21号）に定める認定プレートに使用される図柄とし、著作権は西宮市に帰属する。

### （使用対象）

第3条 認定マークは、西宮市が使用するほか、要綱に基づく計画認定又は認定を受けた民間マンションが計画認定又は認定を受けた民間マンションであることを示す場合に使用できるものとする。ただし、市長が必要であると認める場合はこの限りでない。

### （使用できる者）

第4条 認定マークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 要綱に基づく計画認定又は認定を受けた申請者及びその共同事業者
- 二 その他、市長が使用を認めた者

### （使用料）

第5条 認定マークの使用料は無償とする。

### （使用時の取扱い）

第6条 使用者は、認定マークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- 一 サイズを拡大・縮小して使用する場合は、原則として縦横の比率を変えないこと。
  - 二 認定マークのデザインと企業・商品のイメージが同一化するような使用はしないこと。
  - 三 認定マークのデザインを自己のものとして商標又は意匠に使用又は登録しないこと。
- 2 認定マークの使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、西宮市は一切の責任を負わない。

### （その他）

第7条 使用者は、この要領について疑義が生じた場合は、西宮市と協議する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。